

近年、第三者が本人になりますまして転出届や転入届を行い、本人の知らない間に住民票を移し、転入先の市町村で国民健康保険証や印鑑登録証などを取得するといった事例が発生し、社会的な問題となつております。

こうした虚偽の住民異動届出を防止するため、平成17年10月1日から転入届・転出届・転居届・世帯変更届を対象として、運転免許証・パスポート・住基カードなどにより本人確認をさせていただきます。

この本人確認は、全国的な取り組みとなっておりますので、みなさまのご理解とご協力を願います。

なお、すでに戸籍の創設的届出（婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁）につきましては、平成16年1月1日より本人確認を実施しておりますのでこちらについても引き続きご協力願います。

# 10月1日から 追加されます 住民異動届時の確認事項が 転入・転出などの届出における 本人確認にご協力ください

## 1

届出をするときは、届出人が本人であることを確認できる次の証明書等をお持ちください。運転免許証や官公署が発行し、本人の写真が貼付されたもの。また、写真付のものがない場合には、健康保険証等本人の情報が記されているものをお持ちください。写真が貼付されているものについては1つのもので、写真が貼付されていないものについては2つのものでご本人であることを確認させていただきます。

**写真付のもの** ●運転免許証 ●パスポート ●住基カード(写真つき)  
●戦傷病者手帳 ●身体障害者手帳 ●療育手帳(写真つき) 及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書(独立行政法人含む) 等

**写真無のもの** ●健康保険証 ●年金手帳又は証書 ●在学証明書 ●医療費受給者証 ●預金通帳 ●キャッシュカード ●住基カード(写真なし) ●療育手帳(写真なし) ●社員証 ●病院診療券 ●クレジットカード等

\*証明書をお持ちでなくても届出は可能です。その旨、係にお申出ください。

## 2

運転免許証・パスポートなどをお持ちでないため、本人確認ができなかった人については、後日、届出があったことを郵便でお知らせします。

## 3

届出をする方が、代理人や使者の場合にもその方について本人確認をさせていただきますので証明書をお持ちください。代理人や使者の方についても本人確認ができるなかった場合は郵便でお知らせします。

■ご不明な点などがございましたら、  
幌延町民政課福祉住民係☎5-1111 内線157

